

金融事業者における顧客本位の業務運営の更なる浸透・定着に向けた取組について

(補助記載事項)

(顧客本位の業務運営取組状況に関する補助記載)	取組方針における該当箇所	取組状況における該当箇所
原則5【重要な情報の分かりやすい提供】		
(注2)金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである。	項目名5. 重要な情報のわかりやすい提供に向けて、ページ番号4	当社では、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売等していません。
原則6【顧客にふさわしいサービスの提供】		
(注2)金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	項目名6. お客様にふさわしい商品・サービスの提供について、ページ番号4	当社では、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売等していません。
(注3)金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。	項目名6. お客様にふさわしい商品・サービスの提供について、ページ番号4	当社では、金融商品を組成していません

以上